

品川区小災害見舞金等支給要綱

制定	昭和50年	5月28日	区長決定
改正	昭和54年	4月3日	一部改正
改正	昭和56年	10月22日	一部改正
改正	昭和57年	3月31日	一部改正
改正	昭和63年	3月9日	一部改正
改正	平成元年	8月16日	一部改正
改正	平成5年	3月31日	一部改正
改正	平成11年	2月18日	一部改正
改正	平成13年	3月28日	一部改正
改正	平成21年	3月31日	要綱第176号
改正	平成27年	4月1日	要綱第301号
改正	令和5年	4月1日	要綱第42号
改正	令和5年	7月1日	要綱第149号
改正	令和7年	6月1日	要綱第134号

(目的)

第1条 この要綱は、区内に発生した災害により死亡した区民の遺族等に対する災害弔慰金の支給および災害により被害を受けた世帯に対する応急援護のための災害見舞金の支給を行い、もって区民の福祉を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 災害救助法の適用に至らない小規模な風水害または火災などにより被害が生じることをいう。
- (2) 区民 災害により被害を受けた当時、品川区の区域内に住所を有した者をいう。
- (3) 住宅 現実に住宅のために使用している建物をいう。ただし、社会通念上非住宅であっても、常時、人が居住している場合には当該部分は住宅とする。
- (4) 全焼・全壊・全流失 住宅の焼失・損壊もしくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上のもの、または住宅の被害額がその住宅の時価の50%以上に達したもの。
- (5) 半焼・半壊・半流失 住宅の焼失・損壊もしくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住宅の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満に達したもの。
- (6) 床上浸水 住宅の床(畳等が敷かれた起居に必要な床)面に達した場合、および全壊、半壊に該当しないが、土砂竹木等のたい積等により一時的に居住す

ることができないものをいう。

(7) 床下浸水 住宅の床（畳等が敷かれた起居に必要な床）面に達しない場合をいう。

(8) 事業所等浸水 店舗、事務所、工場等でおおむね床面が浸水し、かつ、商品や業務に係わる設備に被害が生じた場合をいう。ただし、駐車場は除く。

(9) 冠水 消火活動による水の被害により一時的に居住することができなくなった状態をいう。

（災害弔慰金の支給）

第3条 区長は、区民が第2条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族および実際に葬祭を行った者に対して、災害弔慰金の支給を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、品川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年7月品川区条例第36号。以下「条例」という。）に基づく災害弔慰金の支給を受けた遺族に対しては支給しない。

（災害弔慰金を支給する遺族等）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、条例に準ずる。

2 前項の遺族がない場合は、実際に葬祭を行った者とする。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者一人当たり5万円とする。

（災害見舞金の支給）

第6条 区長は、区民が第2条に規定する災害により被害を受けた世帯主に対して被害の種類および世帯の区分に応じて災害見舞金の支給を行うものとする。

（災害見舞金の額）

第7条 災害見舞金の額は別表第1に掲げる金額とする。ただし、被害の種類および程度により区長が特に必要と認めた場合は、災害見舞金の額を変更することができる。

（支給制限）

第8条 故意の行為（放火等）による場合には支給しない。

（宿泊施設の確保）

第9条 区は、区民が災害により自宅に居住することができず、身寄りがない場合、宿泊施設の確保に努める。

（宿泊見舞金の支給）

第10条 区長は、区民が災害により自宅に居住することができず、身寄りがない場合（身寄りが遠方に在住しており、事実上身を寄せる先がない場合等を含む。）であって、宿泊施設に宿泊するときは、当該宿泊に要する別表第2に定める費用に相当する額の見舞金（以下「宿泊見舞金」という。）を別表第1に定める見舞金に追加して支給するものとする。

2 宿泊見舞金の額は、1泊当たり1万円を上限とする。

(宿泊見舞金の支給方法)

第11条 区長は、り災した区民（前条第1項に該当する区民に限る。以下「宿泊対象者」という。）が宿泊施設に宿泊した場合にあっては、宿泊に要した費用の額の確認後、当該宿泊対象者に対し、速やかに宿泊見舞金を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、第9条により確保した施設を宿泊対象者に紹介を行った場合であって、これに宿泊対象者が宿泊するときは、宿泊対象者から第1号様式による合意書を受領したうえで、宿泊見舞金を当該施設の運営事業者に対し支払うことができる。この場合において、当該施設の運営事業者は、第2号様式および第3号様式により、区長に宿泊に関する報告および見舞金の請求を行わなくてはならない。

(宿泊見舞金の返還)

第12条 区長は、区民または宿泊施設の運営事業者が偽りその他不正な手段により宿泊見舞金の支給を受けた場合は、全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和57年9月12日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年6月1日から適用する。

別表第1

支給基準表

被害の種類	被災程度	見舞金	
住宅の焼失	住宅が全焼・半焼・冠水したもの (修繕しないと居住できないもの)	単身世帯 20,000円	
		普通世帯 30,000円 但し、2人を超える世帯の 場合は1人当たり1万円を 追加支給する。	
住宅の損壊等	住宅が全壊・半壊・流失したもの (修繕しないと居住できないもの)	全 壊	普通世帯 60,000円
			単身世帯 50,000円
		半 壊	普通世帯 50,000円
			単身世帯 40,000円
床上浸水	住宅の居住部分の床上以上に浸水したもの	普通世帯 40,000円	
		単身世帯 30,000円	
床下浸水等	住宅の居住部分の床下に浸水したもの 区長が災害見舞金の支給を特に必要とする 程度の住宅の被害があったと認めるもの	1世帯につき 10,000円	
事業所等浸水	店舗・事務所、工場等でおおむね床面が浸水し、 かつ商品や業務に係わる設備に被害が生じた もの	1事業所につき 10,000円	

- 備考
1. 上記表中の普通世帯とは2人以上居住している世帯をいう。
 2. 同一建物で住宅部分と事業所部分の両方に浸水し、被害があった場合、同一人に対して見舞金を重複して支給しない。また、同一建物で上記表中に複数該当する場合は、最も見舞金額の高い区分のみを支給する。
 3. 冠水等被害の算定が困難なものにあたっては実情を勘案して判断する。

別表第2

宿泊見舞金支給基準表

支給対象宿泊日数（上限）	り災した日から品川区役所の翌々開庁日までの2泊（この間に土日祝日および12月29日から翌年1月3日までの間の平日が含まれる場合には、当該日数に2を加えた宿泊日数とする。）
支給対象費用	1 宿泊料金（有料サービスの費用を除く。） 2 宿泊施設の提供する食事（1泊につき1食まで）
支給額（上限）	1人あたり1泊10,000円